

第7章 全国における産業廃棄物不法投棄等への取組

第1節 全国的な状況と環境省による取組

1 産業廃棄物不法投棄防止への取組

新規に判明する産業廃棄物の不法投棄事案等は、国における廃棄物処理法の幾度かの改正による規制の強化をはじめ、国と都道府県等(※)との連携によって不法投棄の未然防止や拡大防止のための様々な施策が実施されていることから減少しているものの、依然として不法投棄事案がなくなるまでには至っていないのが現状である。

こうした中、環境省では、組織の充実を図り、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境施策を展開するため、地方における従来の組織を再編し、地方環境事務所が設置され、廃棄物の不法投棄対策が進められている。

※都道府県等：

都道府県及び政令で定める市。政令で定める市とは、廃棄物処理法施行令(第27条)に定められた政令指定都市、中核市等。

(1) 不法投棄等の調査結果

毎年度、全国の産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案について、新たに判明した不法投棄等事案の状況並びに年度末時点での不法投棄等事案の残存量等が調査され、環境省から公表されている。

◆ 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書▶▶▶

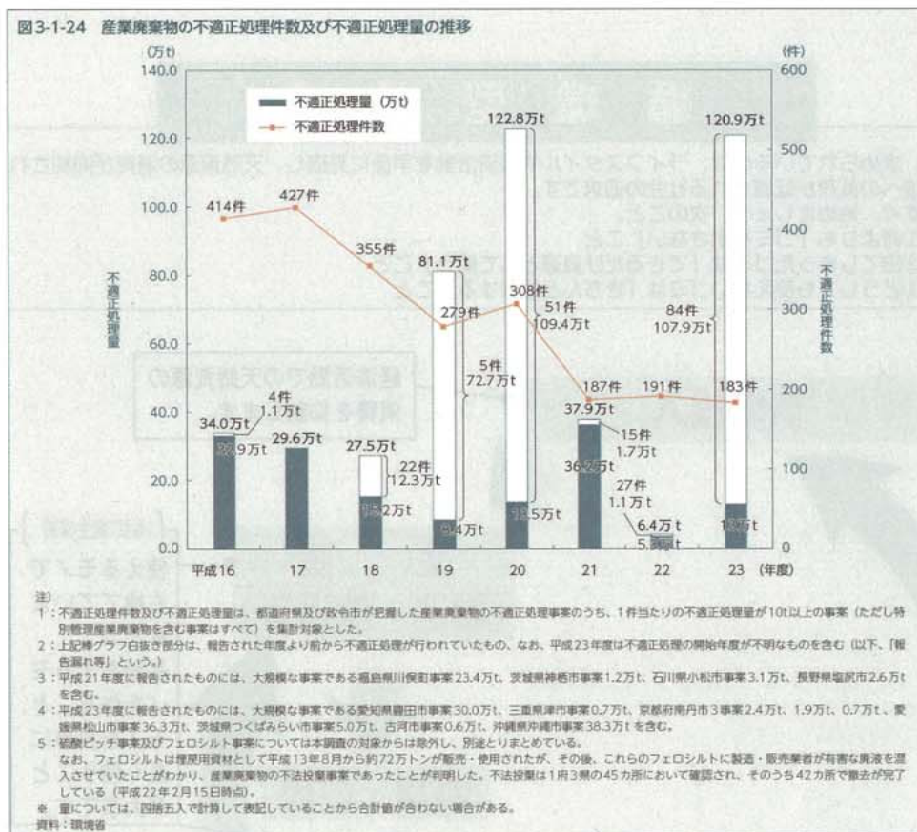
<http://www.env.go.jp/policy/hakusho/>

平成24年12月27日に発表された平成23年度の状況によると、新たに判明した不法投棄事案の件数は192件(前年度216件、▲24件)、不法投棄量は5.3万トン(前年度6.2万トン、▲0.9万トン)であった。



(出典：環境省「平成25年版 環境白書-循環型社会白書/生物多様性白書」)

また、新たに判明した不適正処理事案の件数は183件(前年度191件、▲8件)、不適正処理量は120.9万トン(前年度6.4万トン、+114.5万トン)であった。



(出典: 環境省 「平成 25 年版 環境白書 - 循環型社会白書 / 生物多様性白書」)

さらに、平成23年度末における不法投棄等の残存件数は2,609件(前年度2,608件、+1件)、残存量の合計は1,862.0万トン(前年度1,774.0万トン、+88万トン)であった。

(2) 不法投棄撲滅に向けての取組

昨今の厳しい経済情勢から、今後も産業廃棄物が不適正に処理されることも予想される中で、国においては、不法投棄の防止を図るため、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化、現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等、幅広い取組が展開されている。また、地方環境事務所が拠点となって都道府県等との連携を密にして、大規模事案を中心に新規に判明する事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組が進められている。

2 循環型社会形成への取組

国を中心として、都道府県等が産業廃棄物の適正処理を目指して取組を進めるとともに、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の実現を目指すために、国において循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等、循環型社会を形成するための施策が進められている。

◆ 循環型社会・3R 関連▶▶▶ <http://www.env.go.jp/recycle/circul/>

◆ 「循環型社会形成推進基本法」について▶▶▶

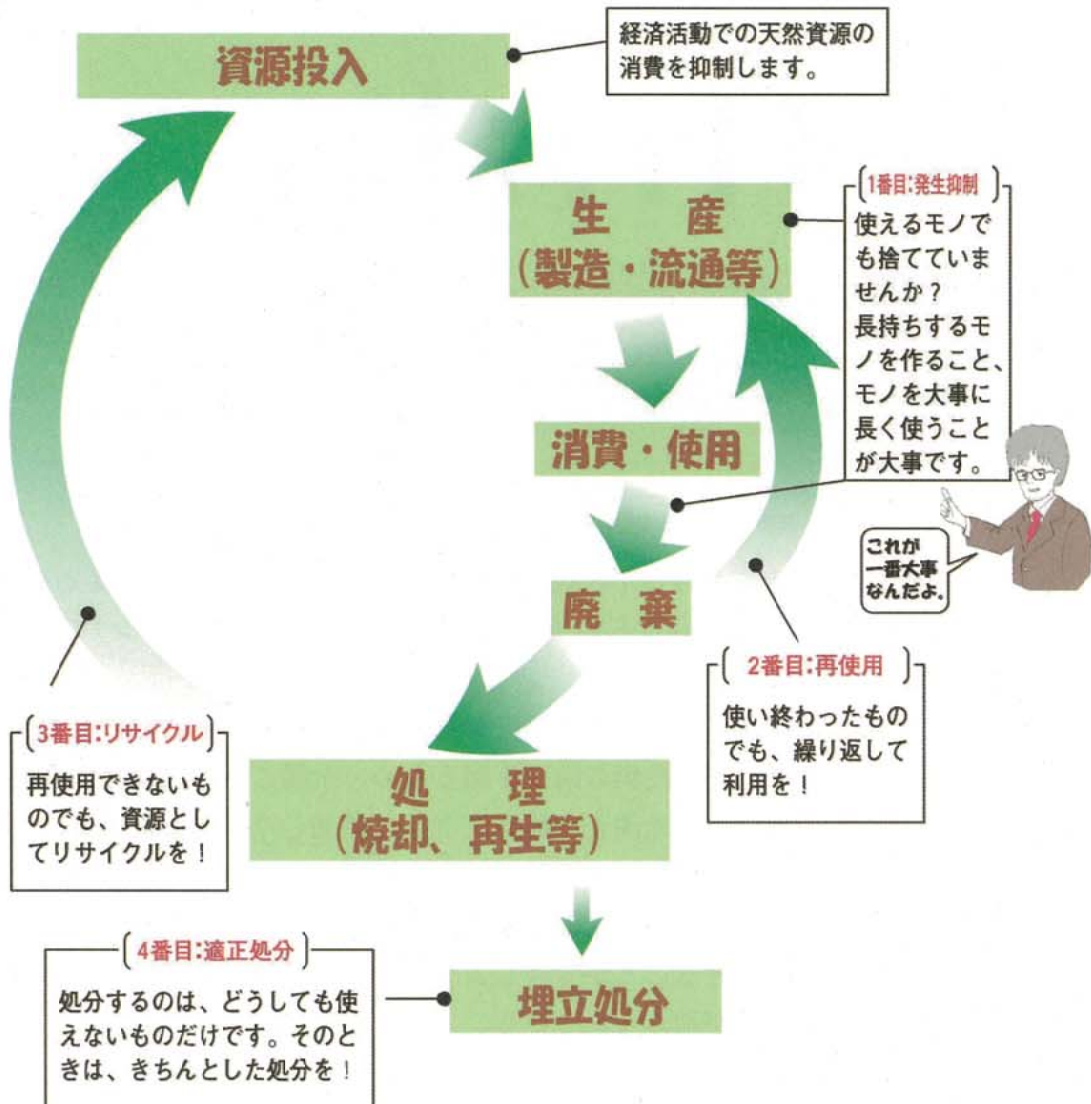
<http://www.env.go.jp/recycle/circul/recycle.html>

循環型社会

今、求められているのは、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の追求です。

今すぐ、始めましょう、次のこと。

- ①何よりも「ゴミを出さない」こと
- ②出てしまったゴミは「できるだけ資源として使う」こと
- ③どうしても使えないゴミは「きちんと処分する」こと



21世紀の日本を「循環型社会」に変えていくため、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

(出典：環境省パンフレット「循環型社会への挑戦 - 循環型社会形成推進基本法が制定されました -」)

第2節 都道府県等による支障除去等への取組

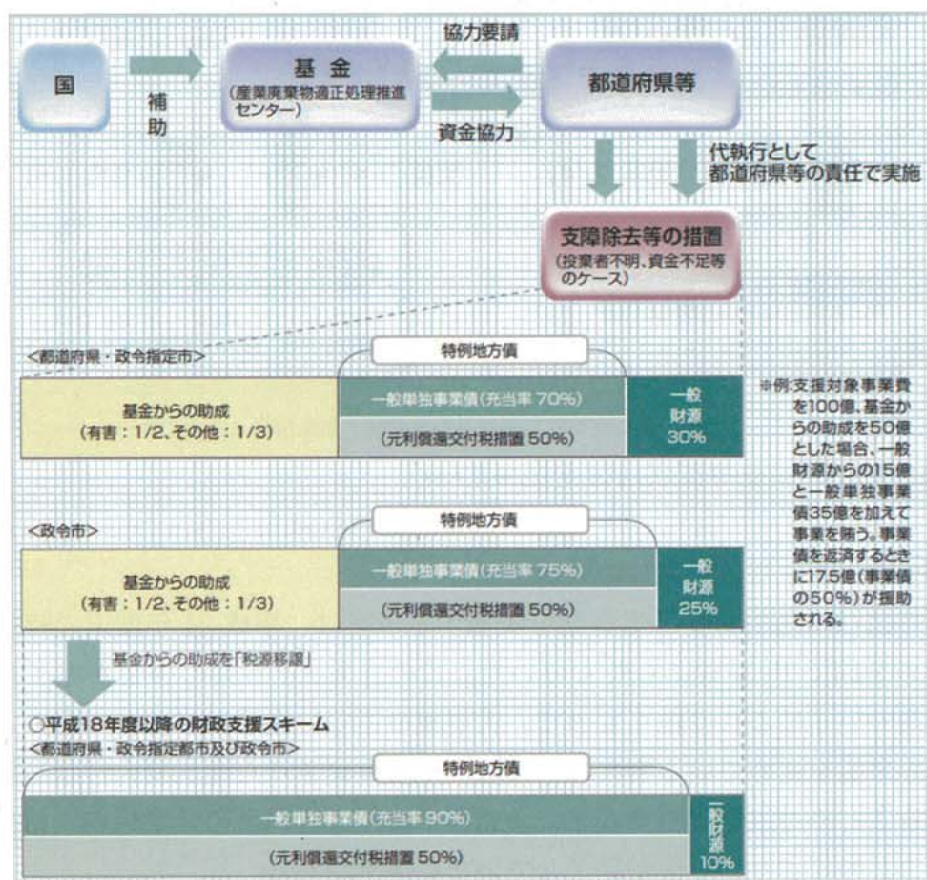
1 産廃特措法に基づく支障除去等事業への取組

不法投棄された産業廃棄物は、行為者等が撤去等を実施することが基本であるが、無資力等の理由により行為者等が支障の除去等を実施できない場合には、都道府県等が行政代執行することができる。

(1) 都道府県等が実施する不法投棄等の支障除去等への支援

平成10年6月16日以前に発生した不法投棄等は、国からの補助等により都道府県等が実施する行政代執行の経費が支援されることとなっており、これまでに全国で18事案がその適用を受けた。

【産廃特措法による基金スキーム(平成10年6月16日以前の不法投棄等)】



産廃特措法による基金のスキーム(平成10年6月16日以前の不法投棄)

(出典：産業廃棄物処理事業振興財団・産廃情報ネットのホームページ)

◆ 産廃情報ネット▶▶▶<http://www.sanpainet.or.jp>

◆ 産廃措置法に基づく支援事業▶▶▶

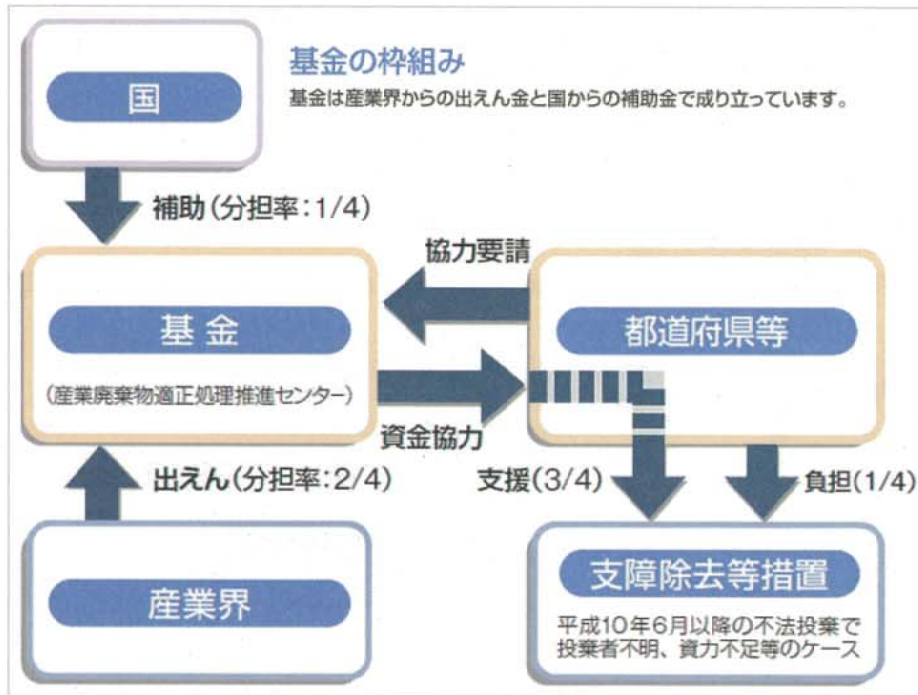
http://www.sanpainet.or.jp/service/service03_2.html

また、平成10年6月17日以降に発生した不法投棄等は、平成9年に廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物適正処理推進基金(産業界(※)からの出えん金に国からの補助金を加えて造成)により都道府県等が実施する行政代執行の経費が支援されることとなり、平成24年度末までに延べ76事案が支援された。

※産業界：

建設六団体副産物対策協議会、一般社団法人日本経済団体連合会会員団体及び企業、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益社団法人日本医師会及び四病院団体協議会各団体

【廃棄物処理法に基づく基金の枠組み(平成10年6月17日以降の不法投棄等)】



(出典：産業廃棄物処理事業振興財団・産廃情報ネットのホームページ)

◆ 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業▶▶▶

http://www.sanpainet.or.jp/service/service03_1.html

(2) 産廃特措法による都道府県等の取組状況

産廃特措法の適用を受けて事業を実施する事案は、平成24年度末の時点で、本事案を含め全国で15事案にも及んでいた。このうち、4事案の事業が完了しており、市の事業の完了はこれに続くもので、大規模事案での完了は初めてのものとなった。

現在も事業を進めている事案の中には、不法投棄された廃棄物の性状等が深刻なものであることや対策を実施するまでの過程において住民との合意形成に相当な期間を要したこと等により、事業が完了していない事例がある。

(3) 産廃特措法の継続

産廃特措法は、平成25年3月31日を期限とする時限法であったが、9事案の事業が法に定めた期限内に完了する見込みがなかったこと、また、3事案について新たに事業を実施することが必要であったことから、期限の延長について国会で審議され、期限は平成35年3月31日まで延長されることとなった。

【産廃特措法に基づく特定支障除去等事業】

(平成25年12月末日現在)

都道府県等名	事案名	投棄等量	実施計画に対する環境大臣の同意時期
香川県	豊島不法投棄事案	約56万m ³	平成15年12月9日
青森県 岩手県	青森・岩手県境不法投棄事案	約91.8万m ³	平成16年1月21日
山梨県	山梨県須玉町事案	約13万m ³	平成16年8月30日 【平成18年3月31日完了】
秋田県	秋田県能代市事案	約101万t	平成17年1月21日
三重県	三重県桑名市事案	約3万m ³	平成17年3月31日 【平成20年4月30日完了】
新潟県	新潟県上越市事案	木くず 1.4万m ³ 燃え殻 4.6千t	平成17年4月14日 【平成18年4月10日完了】
福井県	福井県敦賀市事案	約119万m ³	平成18年3月23日
宮城県	宮城県村田町事案	約103万m ³	平成19年3月26日
横浜市	横浜市戸塚区事案	約91万m ³	平成20年2月15日
岐阜市	岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案	約75.3万m ³	平成20年3月25日 【平成25年3月31日完了】
新潟市	新潟市旧巻町産業廃棄物不法投棄事案	2.6万m ³	平成20年8月8日 【平成21年11月24日完了】
福岡県	福岡県宮若市(旧若宮町)における産業廃棄物不法投棄事案	約3.3千m ³	平成21年3月30日 【平成25年3月31日完了】
三重県	三重県桑名市五反田地内不法投棄事案	約2.7万m ³	平成23年3月18日
三重県	三重県四日市市内山町地内不適正処理事案	約34万m ³	平成24年6月7日
滋賀県	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場不適正処分事案	約72万m ³	平成24年6月7日
三重県	三重県桑名市源十郎新田地内産業廃棄物不法投棄事案	約6.6万m ³	平成25年4月9日
三重県	三重県四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案	約262万m ³	平成25年4月9日
松山市	松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案	約25万m ³	平成25年4月9日

2 事業を実施する自治体間の連携

産廃特措法に基づく特定支障除去等事業を実施している又は実施した自治体は、各自治体が抱える課題の解決と事業の円滑な実施のために連携を深めることを目的として、「産業廃棄物不適正処理事案関係自治体連携会議」を年1回開催しており、この会議において、法律や事例等に基づく研究や相互の意見交換等を進めることで、課題の解決に繋げている。